個人情報ファイルの名称	個人住民税システム
実施機関の名称	つくばみらい市長
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課
個人情報ファイルの利用目的	市・県民税の課税に利用する
個人情報ファイルの記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、家族構成、続柄、勤務先情 報、収入状況、課税状況
記録の範囲	市・県民税課税対象者(申告による非課税対象者を含む)
記録情報の収集方法	税務署からの確定申告書の写し、給与支払者から提出された給与支払 報告書、日本年金機構からの公的年金等支払報告書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所、警察署
訂正及び利用停止に関する他の法令又 はこれに基づく命令の規定による特別 の手続等	無
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号
備考	

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
実施機関の名称	つくばみらい市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税に利用する	
個人情報ファイルの記録項目	氏名、住所、電話番号、生年月日、課程号、車名、車体番号、型式、車台番号、 日、標識回収区分、主たる定置場、初度 減免申請年月日	. 総排気量、取得・廃車年月
記録の範囲	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊 の所有者	自動車及びに二輪の小型自動車
記録情報の収集方法	本人、自動車検査登録事務所及び軽自動	動車検査協会
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	警察署、県税事務所	
訂正及び利用停止に関する他の法令又 はこれに基づく命令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第20条第7項に該当するファイル ■ 有	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	土地(補充)課税台帳	
実施機関の名称	つくばみらい市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課処理	
個人情報ファイルの記録項目	氏名、住所、氏名コード、土地の所在・均 記事項	也番・地目・地籍・区域、登
記録の範囲	土地の所有者及び管理人	
記録情報の収集方法	本人、登記済通知書、登記簿謄本、現地訓	調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	無	
訂正及び利用停止に関する他の法令又 はこれに基づく命令の規定による特別 の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第20条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無	] 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	家屋(補充)課税台帳	
実施機関の名称	つくばみらい市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課処理	
個人情報ファイルの記録項目	氏名、住所、氏名コード、家屋の所在 床面積・評価額、区域、登記事項	・地番・建築年・種類・構造・
記録の範囲	家屋の所有者及び管理人	
記録情報の収集方法	本人、登記済通知書、登記簿謄本、現場	也調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	無	
訂正及び利用停止に関する他の法令又 はこれに基づく命令の規定による特別 の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第20条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	固定資産課税台帳・名寄帳
実施機関の名称	つくばみらい市長
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課
個人情報ファイルの利用目的	縦覧、名寄帳の発行
個人情報ファイルの記録項目	氏名、住所、氏名コード、土地・家屋・償却資産の課税標準額、土地・家屋の所在・地番・区域・評価額、土地の地目・地籍、家屋の建築年・種類・構造・床面積、固定資産税額
記録の範囲	固定資産税の納税義務者
記録情報の収集方法	本人、登記済通知書、登記簿謄本、現地調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	無
訂正及び利用停止に関する他の法令又 はこれに基づく命令の規定による特別 の手続等	無
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号
備考	

個人情報ファイルの名称	家屋評価計算台帳
実施機関の名称	つくばみらい市長
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	総務部 税務課
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の賦課処理
個人情報ファイルの記録項目	氏名、住所、氏名コード、家屋の所在・築年・種類・主構造・用途・ 床面積・評価額
記録の範囲	新築・増築家屋の所有者
記録情報の収集方法	本人、建築確認申請書、県税評価通知書、登記済通知書、現地調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	無
訂正及び利用停止に関する他の法令又 はこれに基づく命令の規定による特別 の手続等	無
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号
備考	